

海上自衛隊訓令第10号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、基地分遣隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和43年6月25日

防衛庁長官 増 田 甲子七

基地分遣隊の編制に関する訓令

基地分遣隊の編制に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第17号）の全部を改正する。

（任務）

- 第1条** 基地分遣隊（以下「分遣隊」という。）は、当該分遣隊の所在する基地の警備及び管理並びに当該基地を使用する艦船及び航空機に対する支援を行うとともに、警備上必要な調査及び海上における危険物の処理を行うことを任務とする。
- 2 父島基地分遣隊は、前項に定めるもののほか、海上における救難を行うことを任務とする。

（隊長）

- 第2条** 分遣隊の長は、基地分遣隊長（以下「隊長」という。）とする。
- 2 隊長は、2等海佐又は3等海佐をもつて充てる。
- 3 隊長は、地方総監、基地隊司令又は警備隊司令の指揮監督を受け、分遣隊の隊務を統括する。

（編制）

- 第3条** 稚内基地分遣隊及び由良基地分遣隊に、次の3科及び通信所を置く。

総務科

警備科

補給科

- 2 父島基地分遣隊に、次の3科及び通信所を置く。

総務科

警備科

管理科

- 3 奄美基地分遣隊及び新潟基地分遣隊に、次の3科を置く。

総務科

警備科

補給科

(佐伯基地分遣隊の編制)

第3条の2 佐伯基地分遣隊は、分遣隊本部及び隊長直轄の自衛艦をもって編成する。

2 分遣隊本部に次の3科及び通信所を置く。

総務科

警備科

補給科

(総務科)

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事、福利厚生及び衛生に関すること。

(3) 支援船の運用に関すること（警備科の所掌に属するものを除く。）。

(4) 港務作業（水上機に対する支援を含む。）に関すること（警備科の所掌に属するものを除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、分遣隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 管理科の置かれない分遣隊の総務科においては、前項各号に掲げる事務のほか、第6条各号に掲げる事務をつかさどる。

3 補給科の置かれない分遣隊の総務科においては、第1項各号に掲げる事務のほか、第7条各号に掲げる事務をつかさどる。

(警備科)

第5条 警備科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警備に関すること。

(2) 機雷その他の海上における危険物の処理に関すること。

(3) 警備上必要な調査及び情報並びに秘密の保全に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務を行うために必要な支援船の運用に関すること。

(5) 第1号から第3号までに掲げる事務を行うために必要な港務作業（水上機に対する支援を含む。）に関すること。

(管理科)

第6条 管理科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 施設の維持管理に関すること。

(2) 車両の管理運用に関すること。

(補給科)

第7条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 経費及び収入の会計に関すること。

(2) 物品の取扱いに関すること。

(3) 給食及び栄養管理に関すること。

(通信所)

第8条 通信所においては、通信施設の運用に関する業務を行う。

(科長及び所長)

第9条 科に科長を、所に所長を置く。

2 科長及び所長は、隊長の命を受け、科務又は所務を掌理する。

(分隊)

第10条 隊長は、分遣隊の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、分遣隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則 (昭和45年9月28日海上自衛隊訓令第21号警備隊の編制に関する訓令附則第8項) (抄)

1 この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第12条)

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月16日海上自衛隊訓令第8号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条)

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則 (昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第32号)

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月26日海上自衛隊訓令第32号)

この訓令は、平成13年9月14日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日海上自衛隊訓令第30号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成14年10月29日海上自衛隊訓令第51号)

この訓令は、平成14年10月30日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日防衛省訓令第10号防衛省職員給与細則等の一部を改正する訓令第7条)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。